

第25回 ガスシステム改革小委員会 事務局提出資料

これまでの御指摘事項等について

平成27年11月10日

これまでの御指摘事項等について

【前回の御指摘事項①（橘川委員、深山委員）】

経過措置料金規制を議論するに当たっては、経過措置料金規制を課された事業者が競争し難くなる可能性がある点にも留意すべき。

【前回の御指摘事項②（二村委員）】

都市ガス会社の相互参入（都市ガス会社の小売電気事業への参入）は実際にどれくらい起こり得るものなのか。また、都市ガス供給については、電力会社は一般家庭向けにどれくらい参入を行う予定なのか。

【前回の御指摘事項③（大石委員）】

昨年12月のガスシステム改革小委員会で指摘があったオール電化率の資料を提出いただきたい。

【前回の御指摘事項④（引頭委員）】

原油価格下落により、昨今ではLPGの方がLNGよりも少し安くなっている。したがって、未熱調ガスそのものが安いということよりもむしろ、一般ガス事業者とガス導管事業者とでは、託送料金、すなわち導管コストに差異があるのかも知れない。もう少し実態を理解させていただきたい。

【前回の御指摘事項⑤（池田委員）】

二重導管規制については、原則自由なのか、原則禁止なのかが理解しづらい。そもそもなぜ二重導管規制が必要なのかという趣旨・哲学について教えてほしい。

これまでの御指摘事項等について

【前々回の御指摘事項（引頭委員、深山委員）】

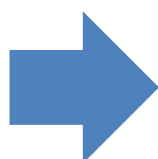
ガス小売事業者が倒産した場合において、一定期間無契約状態となるガスの供給については、一般ガス導管事業者が行う最終保障供給として整理するのか、新たなガス小売事業者が行う小売供給として整理するのかを需要家に選択させるという御提案だが、ガス小売事業者が倒産した場合には、自動的に最終保障供給が開始されると整理した方が、こうした場合に需要家が迷わなくてすむのではないか。また、ガス小売事業者が倒産した場合にガスを流しているのは一般ガス導管事業者であるとすれば、「事務管理」ということになるのかもしれないが、この場合におけるガスの供給主体を需要家に選択させる合理性はあるのか。

【継続論点】

開閉栓について。

【前回の御指摘事項①（橘川委員、深山委員）】

経過措置料金規制を議論するに当たっては、経過措置料金規制を課された事業者が競争し難くなる可能性がある点にも留意すべき。

- 
- 今回の改正法においては小売全面自由化を行うこととしていることから、**ガス小売事業者が設定する料金は自由であることが原則**であり、**経過措置料金規制は、他のガス小売事業者や、LPガス、オール電化などといった他の財との適正な競争関係が認められない場合に限り、需要家保護の観点から、旧一般ガス事業者等に対して例外的に課される措置**である。
 - 他方、仮に**経過措置料金規制が課されたとしても**、当該旧一般ガス事業者等は、**経過措置約款における料金メニュー以外の料金メニューを設定することも制度上は可能**であり、当該旧一般ガス事業者等は、こうした料金メニューも準備することにより、**他の事業者と競争することが可能**である。
 - しかしながら、あくまで例外的な措置であるという経過措置料金規制の趣旨を踏まえ、その対象となる事業者がいたずらに拡大することのないよう、その指定基準については事務局において更に整理した後、本小委員会に提示させていただきたい。

（参考）経過措置料金規制が課される事業者が設定する料金イメージ

経過措置約款における料金
（規制料金）

高
↑
↓
低

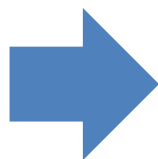


←経過措置約款における料金メニューよりも高い料金メニューを設定することも制度上は妨げられないが、実態においては、事業者がこうした料金メニューを設定することは想定されない（経過措置約款における料金が実質的な上限価格。）。

- 経過措置料金規制が課されたとしても、経過措置約款における料金メニュー以外の料金メニューを自由に設定し、他の事業者と競争することが可能。
- このため、経過措置約款における料金メニューが実質的な上限価格となる。

【前回の御指摘事項②（二村委員）】

都市ガス会社の相互参入（都市ガス会社の小売電気事業への参入）は実際にどれくらい起こり得るものなのか。また、都市ガス供給については、電力会社は一般家庭向けにどれくらい参入を行う予定なのか。



- 都市ガス会社の小売電気事業への参入については、既に**静岡ガス&パワー（静岡ガス関連会社）**、**北海道ガス**、**大阪ガス**が**事前の登録を受けているところ**であり、**東京ガス**、**東邦ガス**、**西部ガス**なども**登録申請済み**である。
- また、電力会社の家庭向けを含めたガス小売事業への参入については、各社のプレスリリース・報道によれば、**東京電力**、**中部電力**、**関西電力**、**九州電力**が**以下のとおり検討しているもの**と承知している。

電力各社のガス小売事業への参入に関するプレスリリース・報道

- 東京電力（本年10月4日記者会見 佐藤美智夫東京電力執行役員・カスタマーサービス・バイスプレジデント）
（家庭用の都市ガスを）自分たちで売なのか誰かと組むのか、卸でやるのか、制度設計を見極めつつ検討したい。
- 中部電力（本年9月29日記者会見 勝野社長）
収益拡大に向け、当社は、「当社の電気をお使いいただいているお客さまへの新たなサービス」・「首都圏エリアでの事業拡大」・「家庭用等へのガス販売参入（ガス&パワー）」を、販売戦略の3本柱として、それぞれの領域で具体的な検討を進めているところであります。
- 関西電力（本年9月28日記者会見 八木社長）
（2017年の都市ガス小売全面自由化後は）電気・ガスをセットで提供する方向で拡大していきたい。
- 九州電力（本年4月30日プレスリリース「九州電力グループ中期経営方針」）
[ガス事業]これまでの卸供給に加え、エネルギーサービスの一環として小売事業に本格参入する。

【前回の御指摘事項③（大石委員）】

昨年12月のガスシステム改革小委員会で指摘があったオール電化率の資料を提出いただきたい。

- 昨年12月のガスシステム改革小委員会において、オブザーバー（猪狩 常磐共同ガス社長）からの説明に対して、古城委員から、オール電化率に係る資料を提出するよう指摘があった。
- 常磐共同ガス(株)の調査によれば、新築地域だけではなく、既築地域においても、高いオール電化率となっていることがわかる。

調査期間：平成26年1月～6月

調査方法	調査結果		
	建築件数	電化件数	電化率
供給区域内の建築確認申請物件の電化採用率の調査	73件	59件	80.8%（注）
供給区域内の小規模分譲地Aにおける電化採用率の調査	17件	14件	82.3%
供給区域内の小規模分譲地Bにおける電化採用率の調査	14件	12件	85.7%

（注）他社LPガスが9件あり、都市ガス以外の比率は電化を含め93.1%

（参考）第17回ガスシステム改革小委員会（平成26年12月3日）議事録より抜粋

- 古城委員
常磐ガスの区域で、去年90%も取られているんですか、全電化に新築の需要が。
（中略）
- 猪狩オブザーバー
新築では90%以上いっています。これは現実でございます。
- 古城委員
（中略）きちんとしたデータを提出していただきたいと思います。

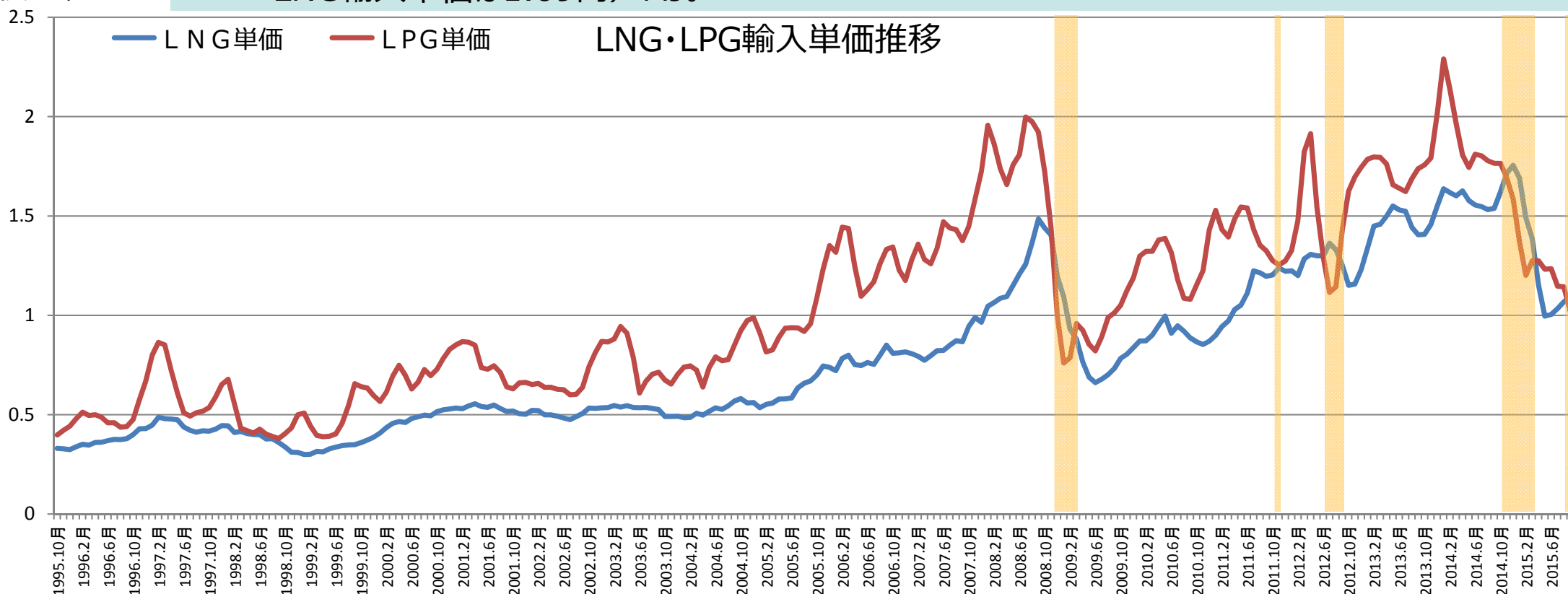
【前回の御指摘事項④（引頭委員）】

原油価格下落により、昨今ではLPGの方がLNGよりも少し安くなっている。したがって、未熱調ガスそのものが安いということよりもむしろ、一般ガス事業者とガス導管事業者とでは、託送料金、すなわち導管コストに差異があるのかも知れない。もう少し実態を理解させていただきたい。

- 1995年以降のLNG輸入単価及びLPG輸入単価の推移は以下のとおりであり、2008年まではLPG輸入単価がLNG輸入単価を上回っていたが、**2008年以降、LPG輸入単価がLNG輸入単価を下回る時期が度々発生している。**（次項に続く）

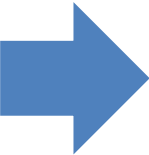
※直近のデータである本年9月の時点においては、LPG輸入単価が1.02円/MJであるのに対して、LNG輸入単価は1.09円/MJ。

(円/MJ)



(注1) オレンジ色にハイライトした部分は、LPG輸入単価がLNG輸入単価を下回っている期間。

(注2) 都市ガス製造設備を保有する一般ガス事業者は、都市ガスを製造するための熱調設備を有している。

- 
- また、一般ガス事業者とガス導管事業者の託送料金の差については、例えば**東京ガスと東京電力**の託送供給約款に記載・公表されている**料金単価を比較すると以下のとおり**である。
 - これらの料金単価を前提とした場合、例えば24時間稼働する工場などであって、そのガスの使用量が年間1000万m³の需要家に対してガスを供給する託送供給依頼者に対して求められる**託送料金の差は以下のとおり**であり、こうした発電用導管の転用によるガスの供給は、低廉なガスの供給を受けたいという当該導管の沿線における需要家のニーズに合致することも考えられる。
 - なお、託送料金に以下のような差があったとしても、電気事業者がガスを供給する事業の用に供する導管に係るコストについては、その事業への供用後は、総括原価方式に基づく電気事業法における料金規制において、そのコスト回収が認められている訳ではないことから、**ガス市場における競争を歪めていることにはならない点に留意が必要**である。

東京ガス、東京電力の託送料金比較

東京ガス（東京地区等、標準託送供給料金）の料金単価

		第1種	第2種
①定額基本料金	1か月につき	174,610	112,910
②流量基本料金単価	1 m ³ につき	685	685
③従量料金単価	1 m ³ につき	2.47	2.84

※年間使用量が200万m³以上は第1種、200万m³未満は第2種。

東京電力の料金単価

		種別なし
①定額基本料金		0
②流量基本料金単価	1 m ³ につき	236
③従量料金単価	1 m ³ につき	0.4

※1000万m³の託送供給を想定

東京ガスの託送供給料金月額（円）

	第1種
東京ガス	3,015,212

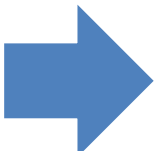
東京電力の託送供給料金月額（円）

	種別なし
東京電力	602,845

（注）実際にガスを供給するためには、別途供給管等の工事が必要となることから、供給管等の工事費も含めた託送料金により比較評価を行うことが必要。

【前回の御指摘事項⑤（池田委員）】

二重導管規制については、原則自由なのか、原則禁止なのかが理解しづらい。そもそもなぜ二重導管規制が必要なのかという趣旨・哲学について教えてほしい。

- 
- 供給区域を持たず、小売供給に係る供給義務を負わないガス導管事業者は、国に対する届出を行えば、**自由にその導管を敷設してガス導管事業を行うことができるというのが原則**である。
 - ただし、**ガス導管事業者の導管が国の許可を受けた事業者である一般ガス事業者の供給区域内に敷設される場合には**、当該一般ガス事業者の**既存導管網の効率的な活用を脅かし、託送料金の上昇という形で「当該供給区域内の需要家の利益」を阻害すること**も想定されることから、**このような場合に限り、ガス導管事業者が導管を敷設することによる当該供給区域内の需要家への影響を国が審査するというのが二重導管規制**である。
 - この点、本年1月に取りまとめられた本小委員会報告書においては、現在の二重導管規制に係る運用では、ガス導管事業者による供給が認められるケースが極めて限定的であることから、これについては、「**抜本的な見直しを行う**」とされており、本論点については前回の委員の御発言も踏まえつつ、事務局において更に整理した後、本小委員会に提示させていただきたい。

（参考）二重導管規制について（第24回ガスシステム改革小委員会資料7より抜粋）

- 二重導管規制とは、**ガス導管事業者がその事業の用に供する導管を一般ガス事業者の供給区域内に敷設しようとする場合、当該一般ガス事業者の供給区域内の需要家の利益が阻害されるおそれがあるか否かを国が審査**し、このようなおそれがあると認められる場合には、届け出られた計画の変更や中止を命令することができるという制度である。
- この二重導管規制の趣旨は、**既存導管網の効率的活用を図り、一般ガス事業者の供給区域内の需要家の導管利用コストの上昇を抑えるとともに、効率的な導管網形成を促すこと**にある。
- また、報告書においては以下のとおり記載されているところであり、小売全面自由化後においても、**一般ガス導管事業者と特定ガス導管事業者との間においては、二重導管規制を維持**することとしている。
- その上で、**変更・中止命令の判断基準については、抜本的な見直しを行う**こととし、既存導管網の有効活用と需要家の選択肢拡大の観点から、小売全面自由化の実施を待たずに早期に結論を得て必要な措置を講ずるべきであるとされている。

【前々回の御指摘事項（引頭委員、深山委員）】

ガス小売事業者が倒産した場合において、一定期間無契約状態となるガスの供給については、一般ガス導管事業者が行う最終保障供給として整理するのか、新たなガス小売事業者が行う小売供給として整理するのかを需要家に選択させるという御提案だが、ガス小売事業者が倒産した場合には、自動的に最終保障供給が開始されると整理した方が、こうした場合に需要家が迷わなくてすむのではないか。また、ガス小売事業者が倒産した場合にガスを流しているのは一般ガス導管事業者であるとすれば、「事務管理」ということになるのかもしれないが、この場合におけるガスの供給主体を需要家に選択させる合理性はあるのか。

- 
- **需要家が最終保障供給約款に基づく料金その他の供給条件を選択するか否かについては、需要家の自由**であり、需要家の選択に委ねられるべきであるところ、仮に需要家にガスを供給している**ガス小売事業者が倒産した後、直ちに最終保障供給約款に基づく最終保障供給が開始されると整理した場合、需要家自身が本来有する供給者を選択する権利が制約されることになるため適当ではない**（新たなガス小売事業者を選択しようとする需要家も存在するはず。）（次頁図 1 参照）。
 - このため、前々回のガスシステム改革小委員会（9月15日）において御提案させていただいたとおり、ガス小売事業者が倒産した後、需要家が新たなガス小売事業者と小売供給契約を締結した場合、**無契約の状態を受けたガスの供給**については、当該**新たなガス小売事業者からの小売供給として整理するか、一般ガス導管事業者からの最終保障供給として整理するかを需要家が選択することを認めること**としたい。
 - ただし、こうした**無契約状態が長期間継続することは適当ではない**ため、**一般ガス導管事業者に対しては、ガス小売事業者の倒産を覚知した場合**には、**需要家に対してその事実を知らせるとともに、早急に他のガス小売事業者と小売供給契約を締結するか、当該一般ガス導管事業者から最終保障供給を受けるかを選択する必要があることを需要家に対して説明することを求めること**としたい。
（次頁に続く。）

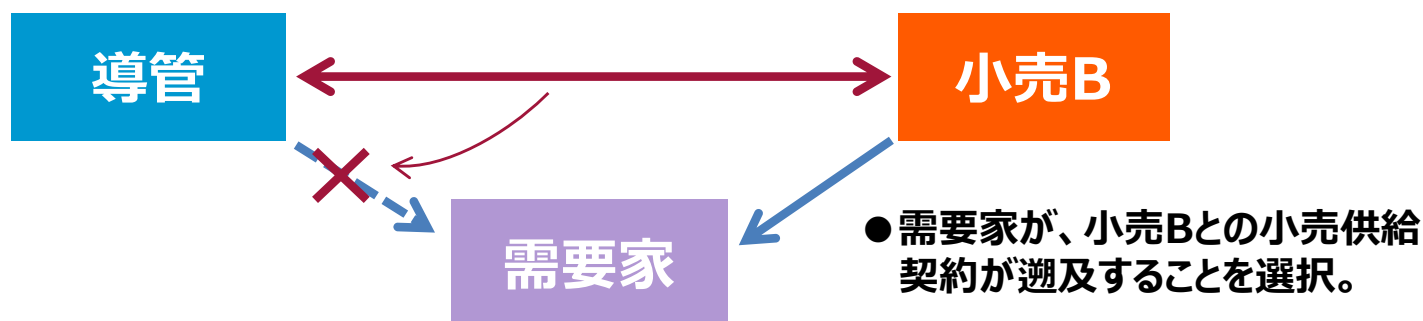
- ➡
- また、本来、一般ガス導管事業者が需要家に対して請求し得る債権については、一般ガス導管事業者と新たなガス小売事業者が締結する託送供給契約において、需要家が無契約期間においてなされたガスの供給について、当該新たなガス小売事業者との小売供給契約が遡及することを選択した場合には、当該債権は、一般ガス導管事業者からガス小売事業者に譲渡された上で、一般ガス導管事業者はガス小売事業者に対して当該期間中に供給したガスの精算を求め得ることを記載させることとしたい（図2参照）。

図1：ガス小売事業者が倒産した後、直ちに最終保障供給約款に基づく最終保障供給が開始されると整理した場合



図2：3者間の債権関係の整理

- 以下の内容を含む託送供給契約を締結。
 - ・需要家が、小売Bとの小売供給契約が遡及することを選択した場合には、一般ガス導管事業者が有する需要家に対する債権は小売Bに譲渡。
 - ・この場合、小売Bに対して、無契約期間中に供給したガスの精算を求め得る。



(注) ガス小売事業者Aが倒産した際、ガス小売事業者Bが未だガス小売事業の登録を受けていない場合においては、需要家は、ガス小売事業者Bとの小売供給契約を遡及させることはできない点に留意が必要。

【論点】

無契約の状態でガスが流れ込む場合における契約関係をどう整理するか。



以下のとおり整理することとしてはどうか。

- 無契約の状態でガスの供給がなされることは適当ではないため、無契約の状態があった後、需要家が新たなガス小売事業者からガスの供給を受けることとした場合、この無契約の状態におけるガスの供給は、当該新たなガス小売事業者との小売供給契約に基づくガスの供給と整理するか、一般ガス導管事業者による最終保障供給 (旧一般ガス事業者が経過措置料金規制を課される場合には、当該旧一般ガス事業者による経過措置約款に基づく供給) と整理するかを需要家自身が選択できることとする (いずれにしても契約が遡ることとなる)。
- また、新たなガス小売事業者に対しては、当該新たなガス小売事業者が需要家と小売供給契約を締結する際に、上記の内容を説明させることとする。加えて、需要家自身がガス小売事業者の倒産に気付かないおそれがあるため、一般ガス導管事業者に対しては、一般ガス導管事業者がこの事実を覚知した場合、需要家に当該事実を知らせるとともに、早急に他のガス小売事業者と小売供給契約を締結するか、当該一般ガス導管事業者から最終保障供給を受けるかを選択する必要があることを需要家に説明した上で、上記の内容を説明させることとする。(いずれも、ガイドライン等において担保。)

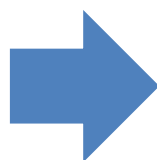
(注1) 上記の場合において、需要家が新たなガス小売事業者との小売供給契約の遡及を選択した場合には、この期間において、当該新たなガス小売事業者は当該需要家の需要に応じガスを供給していた訳ではないため、当該新たなガス小売事業者は一般ガス導管事業者から補完供給を受けていたものと整理する。

(注2) 無契約状態の後、需要家が新たなガス小売事業者と小売供給契約を締結する場合には上記の整理となるが、需要家が一般ガス導管事業者から最終保障供給を受ける場合には最終保障供給約款に基づく契約が遡及し、また、旧一般ガス事業者が経過措置料金規制を課される場合において、需要家が当該旧一般ガス事業者と経過措置約款に基づく契約を締結した場合には、この契約が遡及することとなる。

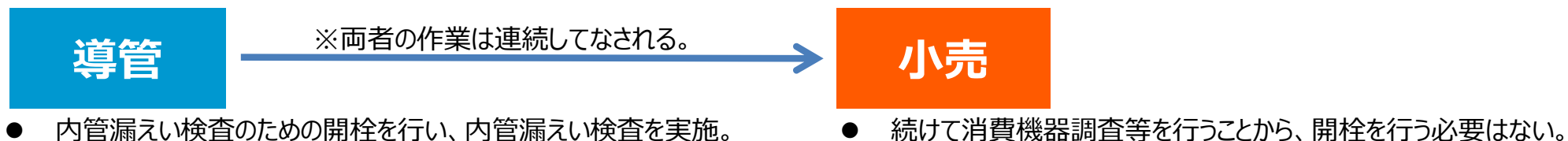
(注3) 需要家が供給事業者を選択せずに無契約状態を放置した場合には、一般ガス導管事業者が供給停止等を行うことがあり得る。

【継続論点】

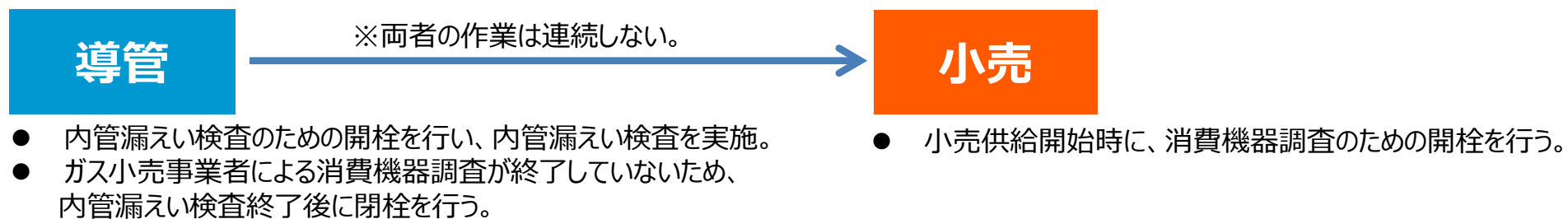
開閉栓について。

- 
- 前々回の本小委員会（9月15日）においては、**内管漏えい検査や緊急保安のために行う開閉栓**については、**一般ガス導管事業者がその責任を有すること**とし、前回の本小委員会（10月19日）においては、単に供給者が変更されるいわゆる「スイッチ」の場合には、**物理的な開閉栓作業は不要であると整理**したところである。
 - いわゆる「スイッチ」以外の場合において、ガス小売事業者が需要家に対して新たに小売供給を開始する場合には、次頁の4つのケースが想定されるところ、まず、**ケースAの場合**には、一般ガス導管事業者が内管漏えい検査のための開栓を行い、その後、ガス小売事業者が続けて消費機器調査等を行うため、**ガス小売事業者による開栓行為は不要**である（現在においても、内管漏えい検査終了後の閉栓はなされておらず、続けて消費機器調査等が行われている。）。
 - 次に**ケースBの場合**には、ガス小売事業者によるガス種の適応性確認等の消費機器調査が終了していないにもかかわらず、需要家がガスの使用を開始することは保安上適当ではないため、**一般ガス導管事業者は内管漏えい検査終了後に閉栓を行う必要**があり、これに伴って、**ガス小売事業者は小売供給を開始するに当たり、開栓を行うことが必要**となる。
 - また、**ケースDの場合**には、一般ガス導管事業者及びガス小売事業者から**委託を受けた者が内管漏えい検査のための開栓を行った後、続けて消費機器調査等を行うこと**となる（消費機器調査のための開栓は不要。）。
 - なお、観念的にはケースCの場合も考えられるところであるが、保安を確保する観点からは、まず、内管漏えい検査を行い、その後、消費機器調査等を行うことが適当であると考えられることから、この点については、今後、ガスシステム改革保安対策WGにおいても御議論いただく予定。
 - いずれにしても、需要家の利便性を損なわないという観点からは、**ケースAやケースDの場合が最も適当**であることから、**新規参入者たるガス小売事業者が、消費機器調査等の業務を一般ガス導管事業者等に対して委託しやすい環境を整備**するための方策について、引き続き事務局において整理した後、本小委員会に提示させていただくこととしたい。

A：一般ガス導管事業者とガス小売事業者が共に需要場所に行くケース



B：まず一般ガス導管事業者が需要場所に行き、その後（例えば別日に）、ガス小売事業者が需要場所に行くケース



C：まずガス小売事業者が需要場所に行き、その後（例えば別日に）、一般ガス導管事業者が需要場所に行くケース



(注) この場合、ガス小売事業者が、一般ガス導管事業者による内管漏えい検査終了前に、ガス種の適応性確認等の消費機器調査等を行うこととなるが、漏えい検査前の内管にガスを流すこととなるため、こうした順序で作業がなされることは保安上適当ではない（詳細は保安対策WGにおいて整理。）。

D：一般ガス導管事業者とガス小売事業者から委託を受けた者が需要場所に行くケース

両者から委託を受けた者

- 内管漏えい検査のための開栓を行い、内管漏えい検査終了後、続けて消費機器調査等を実施。

(注) 例えば、一般ガス導管事業者がガス小売事業者から委託を受けた場合には、この類型に整理されることとなる。